

福島医発第 112号
平成25年 4月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての
安全管理手順の改訂について」の訂正について

「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂
について」を平成25年4月1日付け福島医発第4号（地）にてお知らせしております
が、今般、厚生労働省医薬品食品局審査管理課並びに安全対策課より日本医師会を通じ
て、下記の通り訂正を行う旨連絡がありました。

つきましては、大変お手数をおかけいたしますが貴会会員への周知方につきご高配賜
りますようよろしくお願い申し上げます。

記

正	誤
(3) 処方要件確認書の見直しについて処方 要件確認書について、処方医師記入欄の「い いえ」欄を削除し、記入方法の簡略化を図っ たこと。	(3) 処方要件確認書の見直しについて遵守 状況等確認書について、処方医師記入欄の 「いいえ」欄を削除し、記入方法の簡略化を 図ったこと。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

(法安 8)

平成 25 年 4 月 3 日

都道府県医師会

医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事

高杉 敬久



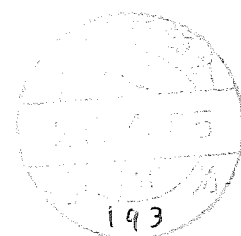
「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての
安全管理手順の改訂について」の訂正について

今般、厚生労働省医薬食品局審査管理課並びに安全対策課より、平成 25 年 3 月 12 日付け薬食案発・薬食審査発号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長通知「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について」（平成 25 年 3 月 26 日付け（法安 154）「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について」）について、下記の通り訂正を行う旨本会宛連絡がありました。

つきましては大変お手数をおかけいたしますが貴管下会員へご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

正	誤
(3)処方要件確認書の見直しについて <u>処方要件確認書</u> について、処方医師記入欄の「いいえ」欄を削除し、記入方法の簡略化を図ったこと。	(3)処方要件確認書の見直しについて <u>遵守状況等確認書</u> について、処方医師記入欄の「いいえ」欄を削除し、記入方法の簡略化を図ったこと。





事 務 連 絡

平成25年3月21日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての
安全管理手順の改訂について」の訂正について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛て事務連絡しました
ので、御了知いただきますとともに、関係者に周知方よろしく申し上げます。



事 務 連 絡

平成25年3月21日

各 都道府県
保健所を設置する市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
厚生労働省医薬食品局安全対策課

「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての
安全管理手順の改訂について」の訂正について

サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤については、平成25年3月12日付け薬食案
発・薬食審査発号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長通知「サリドマイ
ド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について」により
通知したところですが、一部誤りがあったので、下記のとおり訂正方よろしく願いい
たします。

なお、事務連絡の写しを社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団
法人日本病院薬剤師会、一般社団法人日本血液学会、社団法人日本医薬品卸業連合会、
公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本産婦人科医会及び日本先天異常学
会並びに藤本製薬株式会社及びセルジーン株式会社あてに発出することとしているので
申し添えます。

記

正	誤
(3) 処方要件確認書の見直しについて <u>処方要件確認書</u> について、処方医師記 入欄の「いいえ」欄を削除し、記入方法 の簡略化を図ったこと。	(3) 処方要件確認書の見直しについて <u>遵守状況等確認票</u> について、処方医師 記入欄の「いいえ」欄を削除し、記入方 法の簡略化を図ったこと。